

✧ 法令の規定

＜消防法施行令 第44条第1項＞

救急隊(次条第一項に定めるものを除く。)は、救急自動車一台及び救急隊員三人以上をもつて、又は航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなければならない。ただし、救急業務の実施に支障がないものとして総務省令で定める場合には、救急自動車一台及び救急隊員二人をもつて編成することができる。

✧ 例 外

● 転院搬送における特例

消防法施行規則において、転院搬送で医療機関の医師や看護師などが同乗する場合は、救急隊員2名で編成できるとされている。

● 構造改革特区認定による特例

横浜市において、構造改革特区認定の特例要件を満たしていることを条件に、緊急度の低い事案に限って、救急隊2名での出動が認められている。

＜特例の要件＞

- ① 通信指令室等に医師が常駐し、指導又は助言を行う体制
- ② もしもの場合に、3人以上の救急隊員により速やかに対応できる体制
- ③ 119受信時の緊急度・重症度の適切な識別及び通報から出動までの手順

＜参考＞

横浜市では救急隊1隊3名を基本としており、2名で出動した場合も、残る1名が増強要請に対応できる体制としている。

横浜市での救急隊2名での出動は、全出動件数の0.3%(平成25年中)になっている。

救急隊3名編成での救急活動時の各役割

1. 担架搬送

- 床上に横たわる傷病者を担架へ収容する際は、抱き上げるのに隊員2人、担架を背中側に差し入れるのに隊員1人と、任務を分担することで安静と安全を確保
- 担架での移動時は、担架の横倒し、傷病者の落下を防止するため、頭側に1人と左右に1人ずつを配置し安全を確保



2. 応急処置

- 心肺停止の場合、1名が人工呼吸、他の1名が心臓マッサージを行って、残る1名が運転を担当して医療機関に向かう。



- 軽症～中等症の場合においても、救急車での搬送途中は、救急車の運転を行う1名のほか、1名が気道確保や酸素吸入あるいは固定、止血などの応急処置を行いつつ、他の1名は血圧測定、心電図測定などの観察を継続し安全確認などを任務分担し継続した活動により、症状の悪化防止、苦痛の軽減を図っている。

(搬送途中の任務分担例)

症状例	隊員1	隊員2	隊員3
意識障害	気道確保・酸素吸入	血圧測定・心電図測定	運転
腹痛	体位管理・動揺防止	血圧測定・聴診	運転

愛媛県西予市消防本部の提案

西予市消防本部の要望

救急隊(現行3名)を2名で編成し、軽症患者を搬送したい

○目的: 現場到着時間の短縮による救命率の向上

○手段: 消防法施行規則第50条(救急隊の編成の基準の特例)の改正

想定している運用の例

○出張所(明浜町・城川町)

【現在】平日昼間のみ、3名編成の救急隊を配置

⇒【想定】24時間体制で2名編成の救急隊を配置

○2名で対応できない場合に備え、出張所からの出動と同時に、
本署(宇和町)または支署(野村町)からも3名編成の救急隊も出動。

○現場到着した救急隊長による

トリアージ → 軽症 → 2名での搬送
 → 中等症以上 → 3名編成の救急隊の到着後、搬送

愛媛県西予市消防本部の現状

西予市消防本部

- ・管轄面積 473.41km²
- ・管轄人口 34,290人
- ・消防職員 64人
- ・救急隊 5隊
- ・救急件数 約2,000件／年
- ・署所 本署1、支所1、出張所2

西予市消防本部

西予市消防署

野村支署

明浜出張所

城川出張所

救急隊の拠点
(現状)

救急隊の拠点は、人口が集中する地区に設置しており、周辺地域には職員数の関係から平日昼間のみ救急車を移動配置している。



年代別程度別救急搬送人員 (単位:人)

	死亡	重症	中等症	軽症	合計
65歳～	95	610	1,266	596	2,567
18～64歳	10	111	312	395	828
～18歳	1	2	53	119	175
合計	106	723	1,631	1,110	3,570

約3割

地区別現場到着時間	明浜地区	城川地区
平日日中 (明浜町・城川町から出動)	6.25分	8.00分
夜間・休日 (宇和町・野村町から出動)	31.50分	20.17分

時間短縮